

犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法の規定に基づき令和6年度(2回目)の犬の登録と狂犬病予防注射を下記の通り、実施致しますので、生後3ヶ月以上の犬を飼育されている方は1年に1度、予防注射を必ず受けさせて下さい。

登録済みの犬で今年度の予防注射が済んでいない犬の飼い主の方へは、通知ハガキを郵送しますので、ハガキ・手数料・愛犬パスポートを持参の上、会場へお越し下さい。

(ハガキの郵送は9月中旬となります。)

未登録の犬の場合は、会場に登録と注射ができますので、手数料をご持参の上、直接お越し下さい。

手 数 料

* 登録済みの場合 3,500 円 (内訳：注射料 2,950 円、注射済票 550 円)

* 新規登録の場合 6,700 円

(内訳：注射料 2,950 円、注射済票 550 円、登録料 3,000 円、愛犬パスポート代金 200 円)

10月11日(金)

地 域 活 性 化 セ ン タ ー 9 : 3 0 から 9 : 5 0

保 健 セ ン タ ー 1 0 : 0 5 から 1 0 : 2 5

赤 谷 住 民 セ ン タ ー 1 0 : 4 0 から 1 1 : 0 0

- ◆ 犬は、制御できる人が連れて来て下さい。
- ◆ 釣り銭のいらないようお金を用意して下さい。
- ◆ 犬のフンのお持ち帰りにご協力下さい。
- ◆ 未登録・未注射・放し飼い・捨て犬は違法です。狂犬病予防法に基づき処罰される可能性があります。

なお犬が亡くなっている場合は、ハガキを住民課までご返却下さい。

また新たな愛犬を飼う場合には、新規の登録が必要となります。

昭和村役場 住民課 (直通 25-3242)